第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

小川町では、平成５（1993）年の「小川町女性プラン」の策定に始まり「おがわ男女共同参画推進プラン（第２次）」に至るまで、男女平等の実現をめざしてさまざまな男女共同参画関連の施策に取り組んできました。

固定的な性別役割分担意識(※)の解消や女性の社会進出などは徐々に進みつつありますが、職場、制度や慣習、地域活動などの社会の各分野における不平等感は依然として残っており、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）(※)やデートＤＶ(※)に代表されるような暴力防止に対する対応の強化など、男女共同参画社会の実現のために今後も継続して取り組んでいくべき多くの課題が残されている状況にあります。

また、人口減少などの社会経済環境の変化を背景として、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）(※)が成立し、市町村においては女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画の策定に努めることとなりました。そのほかにも、近年各地で起こる大規模な自然災害により、災害対応や復興の過程において、女性の視点を反映させることの重要性が広く認識されてきました。

小川町では、これまでの取組を継承しつつ、社会経済環境の変化を踏まえた新たな課題にも対応し、総合的かつ計画的に男女共同参画関連施策を推進するため、ここに「おがわ男女共同参画推進プラン（第３次）」を策定します。

※ 性別役割分担意識……「男は仕事、女は家庭」というように、生来男性と女性ではその役割が異なり、それぞれに合った生き方をするべきであるという考え方。

※ ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）……配偶者（内縁関係を含む）など親密な関係にあるパートナーから受ける暴力で、女性が被害者となることが多い。身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など。

※ デートＤＶ……恋人同士の間で起きる、ドメスティック・バイオレンスと同様の暴力。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せずに自分の考えや価値観を押し付けたりすることも含まれる。

※ 女性活躍推進法……正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。平成27年８月に成立、施行された（一部は平成28年４月からの施行）。働く場面で活躍したいという希望を有するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表及び女性の職業選択に資する情報の公表が、国や地方公共団体、従業員数301人以上の民間企業等に義務付けられた。

2 計画の背景

(1) 国の取組

わが国における男女共同参画社会の形成をめざす取組は、国連を中心とした女性の地位向上を求める国際的な動きと連動しながら進んできました。

昭和 54 (1979) 年の国連総会で採択された女子差別撤廃条約の批准(※)に向けて、昭和 60 (1985) 年に改正国籍法の施行と、男女雇用機会均等法(※)の公布が行われました。昭和 62 (1987) 年には、「国連婦人の十年」最終年世界会議で採択された「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受けて「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

その後、平成 6 (1994) 年に内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、平成 8 (1996) 年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11 (1999) 年には、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定され、続く平成 12 (2000) 年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 (2001) 年には中央省庁等の改革に伴い、内閣府に「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画社会実現に向けた推進体制が大幅に強化されました。

さらに、平成 17 (2005) 年には「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」、平成 22 (2010) 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」、平成 27 (2015) 年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

法律面においては、平成 13 (2001) 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「ＤＶ防止法」という。) が制定され、その後平成 16 (2004) 年、平成 19 (2007) 年に改正されています。平成 25 (2013) 年の改正では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と名称が変わり、保護命令の対象が拡大されました。また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(※)の数度にわたる改正が行われ、女性の社会参加を促すための整備が図られました。平成 27 (2015) 年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざして、「女性活躍推進法」が成立しました。

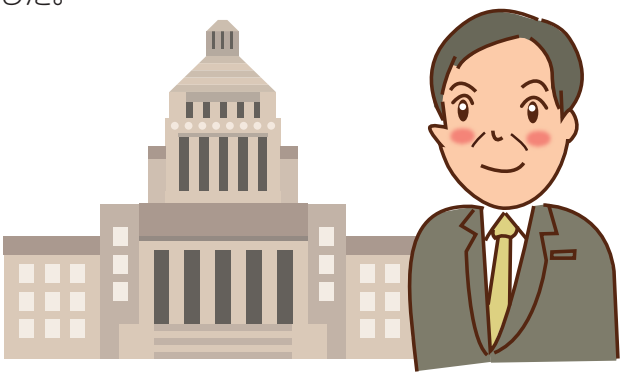

※ 批准 ……署名により内容が確定した条約に対して、最終的に各国国内においてその内容を受け入れ、遵守することを決定すること。日本では国会の審議・承認が必要とされている。

※ 男女雇用機会均等法 ……正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和61年に施行。募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止措置等を定める。

※ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律……略称は「育児介護休業法」。平成７年に「育児休業法」（平成４年施行）を改正する形で成立した。育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業及び子の看護休暇について定めた法律。

(2) 埼玉県の取組

埼玉県では、昭和 51 (1976) 年に女性行政を担当する組織として、生活福祉部婦人児童課に婦人問題総合窓口が設置されました。その後、何度かの組織改編を経て、男女共同参画関連を担当する課は平成 13 (2001) 年に男女共同参画課に名称を変更し、現在に至っています。

また、施策を総合的に推進する計画として、昭和 55 (1980) 年には真の男女平等の実現に向けて「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定されました。次いで昭和 61 (1986) 年には、よりよい福祉社会と男女平等社会の確立をめざす「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を、平成 7 (1995) 年には男女共同参画社会の確立を目標とする「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

一方、平成 12 (2000) 年 3 月には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、同年 10 月には、条例に基づく男女共同参画に関する苦情処理機関が設置されました。

平成 14 (2002) 年には、条例制定後初めての基本計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。平成 19 (2007) 年 2 月にこの計画の見直しが行われ、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定されました。その後、平成 24 (2012) 年度から平成 28 (2016) 年度までを計画期間とする基本計画を策定、さらに平成 29 (2017) 年度から平成 33 (2021) 年度までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づいて、男女共同参画推進に関する施策が総合的に推進されています。

また、平成 18 (2006) 年には、ＤＶ防止法に基づく「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定、その後のＤＶ防止法の一部改正を受けて平成 21 (2009) 年に第 2 次基本計画を、平成 24 (2012) 年に第 3 次基本計画を策定、さらに平成 29 (2017) 年度から平成 33 (2021) 年度までを計画期間とする第 4 次基本計画に基づいて、県全体のＤＶ対策が推進されています。

男女共同参画社会実現に向けた活動推進の拠点としては、平成 14 (2002) 年 4 月に「男女共同参画推進センター (With You さいたま)」が設置されました。さらに、再就職をめざす女性や働く女性を支援するために、平成 20 (2008) 年 5 月に「埼玉県女性キャリアセンター」が設置されました。

県組織の体制整備に関しては、埼玉版ウーマノミクス※プロジェクトの推進に向けて平成 24 (2012) 年、産業労働部にウーマノミクス課が設置されました。

※ ウーマノミクス……ウーマン（Women）とエコノミクス（Economics）の造語。女性の活躍によって経済を活性化すること。

(3) 小川町の取組

小川町では、平成2（1990）年に小川町婦人問題協議会（平成8年に小川町女性問題協議会、平成13年に小川町男女共同参画推進協議会に名称変更）を設置、平成3（1991）年には女性情報誌「かがやき」を創刊しました。「かがやき」は男女平等の実現や女性の地位向上に関する意識啓発や情報提供の役割を担うと同時に、協議会委員を務める町民が編集を担当するなど、町と町民との協働を体現する場でもあります。

また、平成4（1992）年には「婦人問題意識調査」によって、女性の地位向上に向けた施策を整備していくための町民の意識や男女平等の実態についての調査を行いました。その後も平成10（1998）年に「女性問題に関するおがわ男女共生プラン住民意識調査」、平成17（2005）年に「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」と継続して調査を実施し、男女共同参画推進に係る施策を整備するための基礎資料として活用しています。今回、本プランの策定に先立つ平成28（2016）年にも「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」を実施しました。

女性の地位向上、男女共同参画社会実現に向けての総合的な計画を策定する動きとしては、平成5（1993）年に男女平等社会確立のための基本的な方向性を示す「小川町女性プラン」があげられます。平成12（2000）年には、国や県における各種の制度改正や新たな課題に対応すべく、それまでの取組を発展させ「おがわ男女共生プラン」を策定しました。また、平成19（2007）年には「おがわ男女共同参画推進プラン」を、平成24（2012）年には「おがわ男女共同参画推進プラン（第2次）」を策定し、様々な男女共同参画関連施策を継続的に行ってきました。

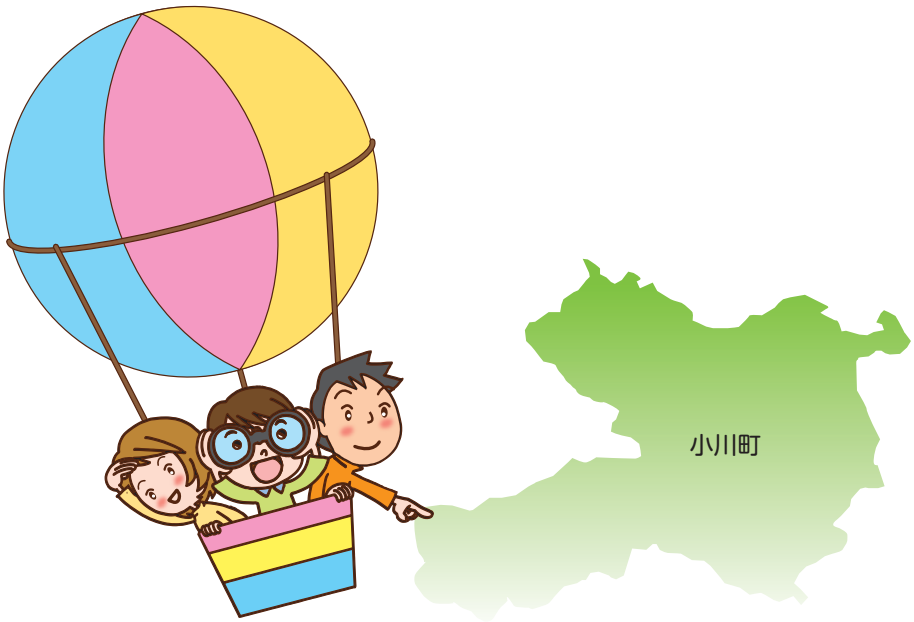

3 データからみる小川町

(1) 小川町の現状

①人口・世帯

本町の人口は、31,618人（平成28年1月1日現在）であり、近年では年々徐々に減少しつつあります。

■人口の推移

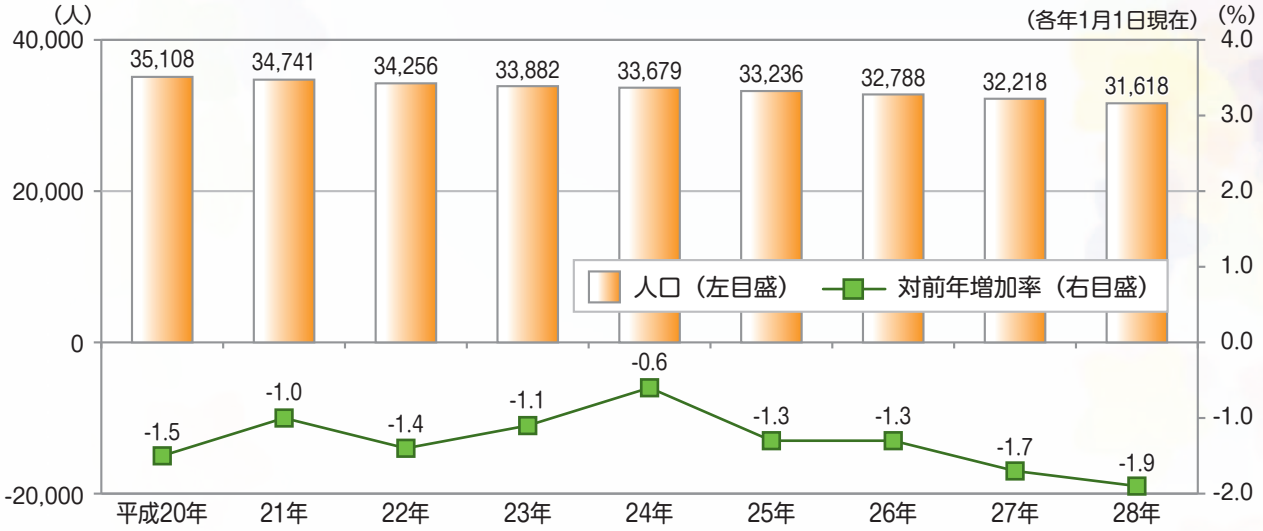

資料:埼玉県「町（丁）字別人口調査」より作成

世帯数は12,948世帯（平成28年1月1日現在）となっています。世帯数は平成24年の13,028世帯をピークとして、その後はほぼ横ばい状況が続いています。世帯あたり平均人員は平成20年には2.75人であったのが、平成28年には2.44人となっており、減少傾向が続いています。

■世帯数および世帯あたり平均人員の推移

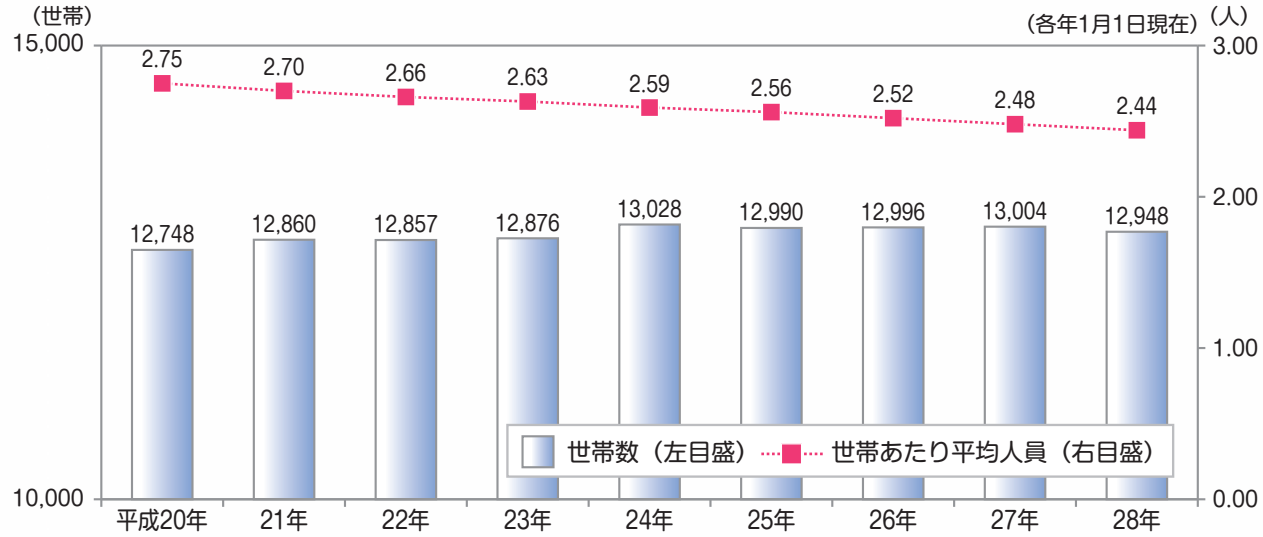

資料:埼玉県「町（丁）字別人口調査」より作成

年齢３区分別の人口構成では、平成27年は年少人口（０～14歳）は9.1%、生産年齢人口（15～64歳）59.1%、老年人口（65歳以上）31.8%となっています。年少人口、生産年齢人口の割合は埼玉県、全国よりも低く、老年人口は高くなっています。平成７年以降、年少人口の割合は減少し続け、老年人口は増加し続けています。

■年齢３区分別人口構成比の推移

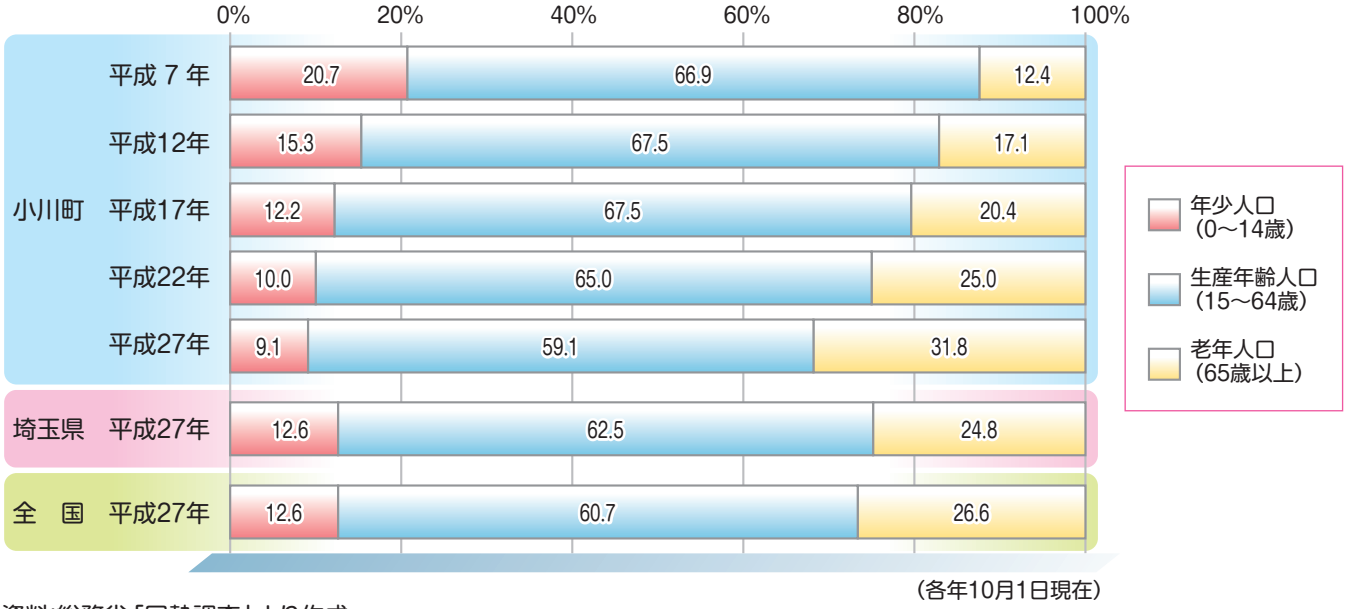

資料:総務省「国勢調査」より作成

世帯構成は「核家族世帯」が64.6%で最も高い割合を占めています。「核家族世帯」の割合は平成17年をピークにその後は徐々に減少しています。「核家族以外の親族世帯」は平成７年以降減少を続け、「単独世帯」は増加し続けています。また、埼玉県、全国と比較すると「核家族世帯」及び「核家族以外の親族世帯」の割合が高く、「非親族を含む世帯」及び「単独世帯」の割合は低くなっています。

■一般世帯の構成

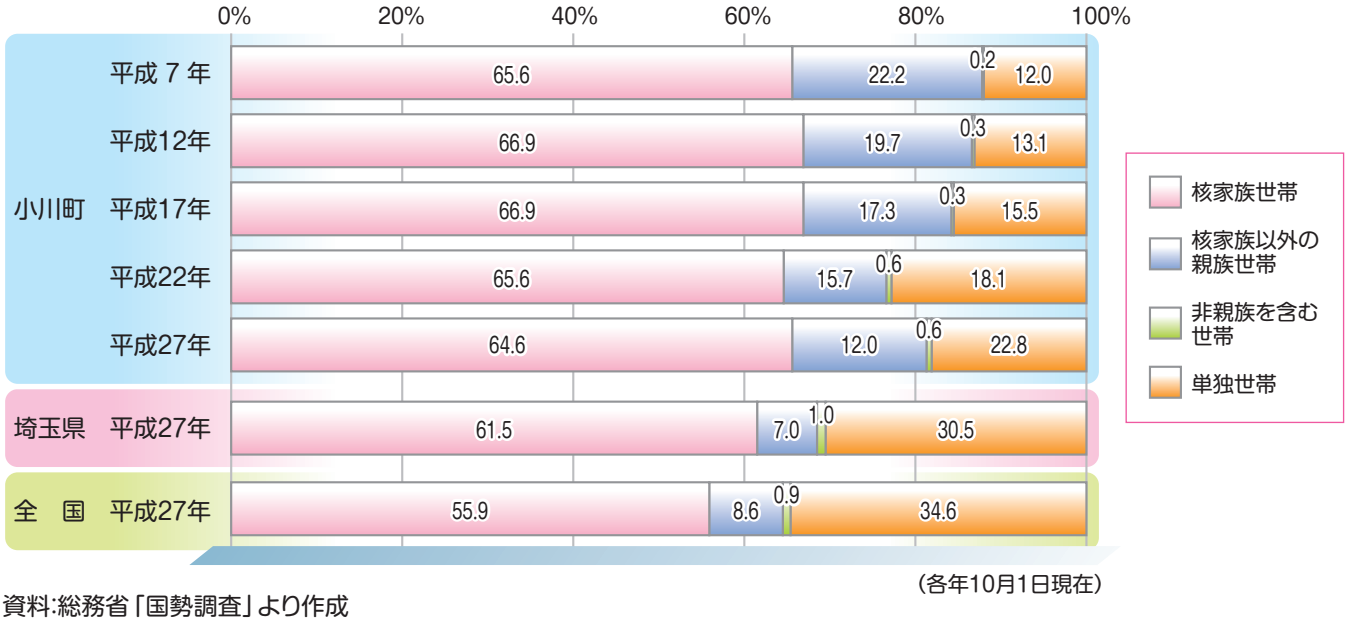

資料:総務省「国勢調査」より作成

ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）は平成 22 年には 145 世帯となっています。総世帯数に占めるひとり親家庭の割合は 1.2%と、埼玉県や全国と比較して低くなっています。構成比は、母子家庭の構成比が年々高くなる傾向にあります。

■ひとり親家庭の推移

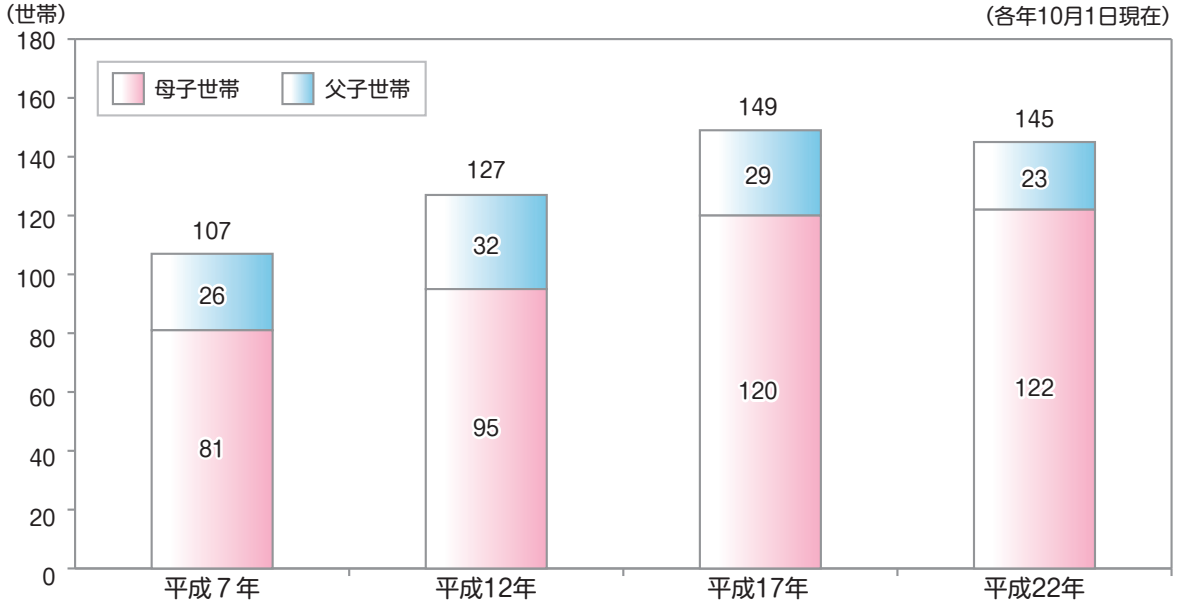

資料:総務省「国勢調査」より作成

（単位：世帯）　（単位：%）

		母子世帯	父子世帯	合　計	総世帯数	ひとり親家庭の割合	母子家庭の内訳	父子家庭の内訳
小川町	平成７年	81	26	107	11,064	1.0	75.7	24.3
	平成12年	95	32	127	11,505	1.1	74.8	25.2
	平成17年	120	29	149	11,696	1.3	80.5	19.5
	平成22年	122	23	145	11,627	1.2	84.1	15.9
埼玉県	平成22年	35,999	5,462	41,461	2,837,542	1.5	86.8	13.2
全　国	平成22年	755,972	88,689	844,661	51,842,307	1.6	89.5	10.5

②結婚・出産等

本町の男女の未婚率については、各年代において、年々増加する傾向がうかがえます。

■年齢５歳階級別未婚率の推移

男　性

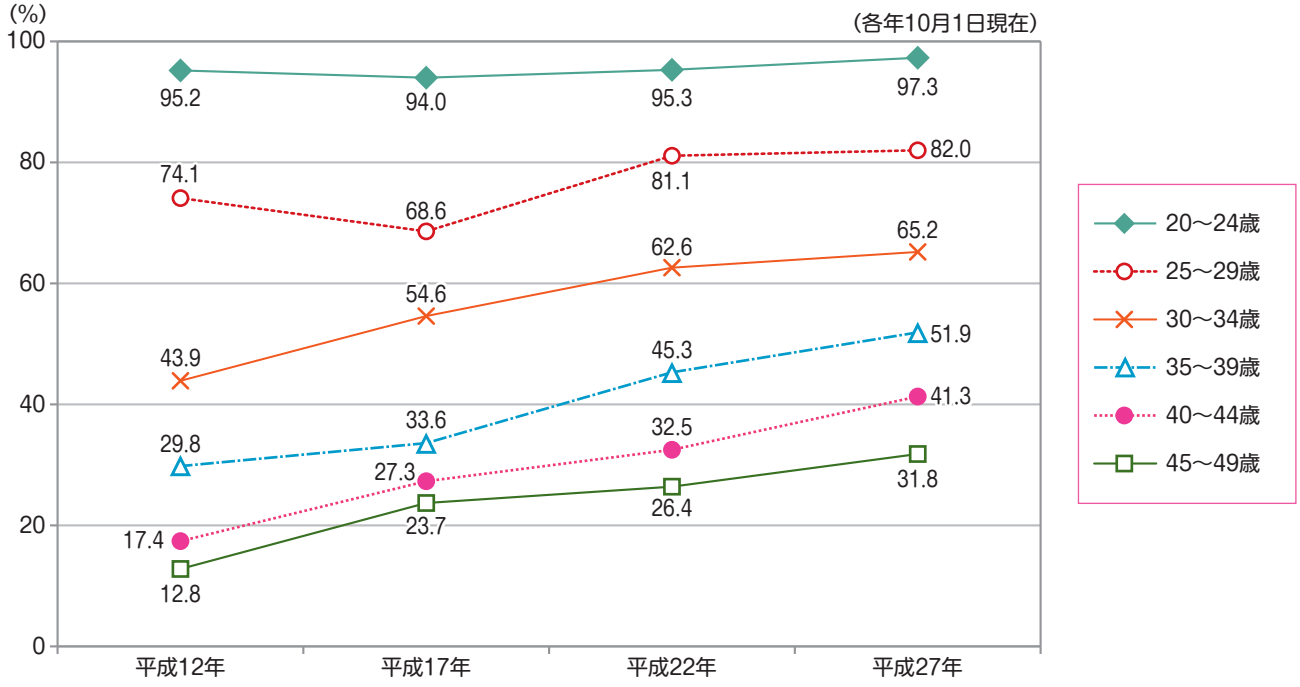

資料:総務省「国勢調査」より作成

女　性

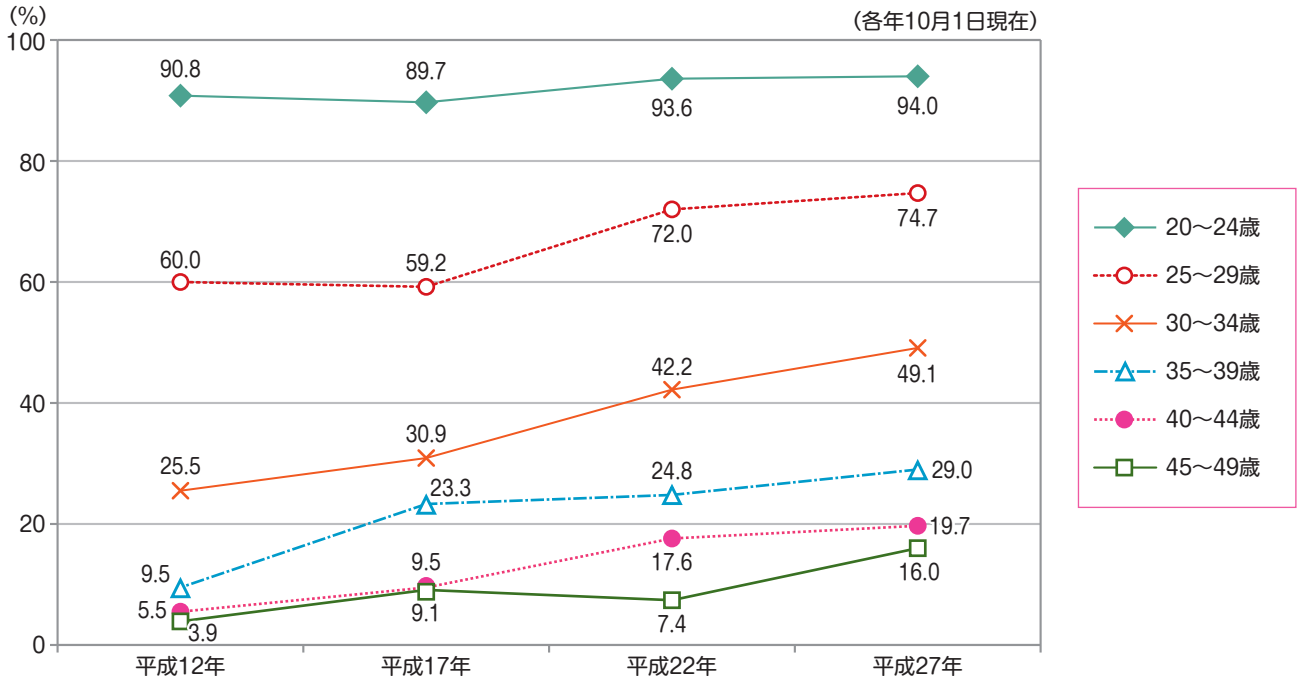

資料:総務省「国勢調査」より作成

初婚平均年齢については、平成 26 年には男性が 32.6 歳、女性で 30.1 歳となっています。平成 17 年と比較すると、男性では 4.0 歳、女性では 1.7 歳高くなっています。

■初婚平均年齢の推移

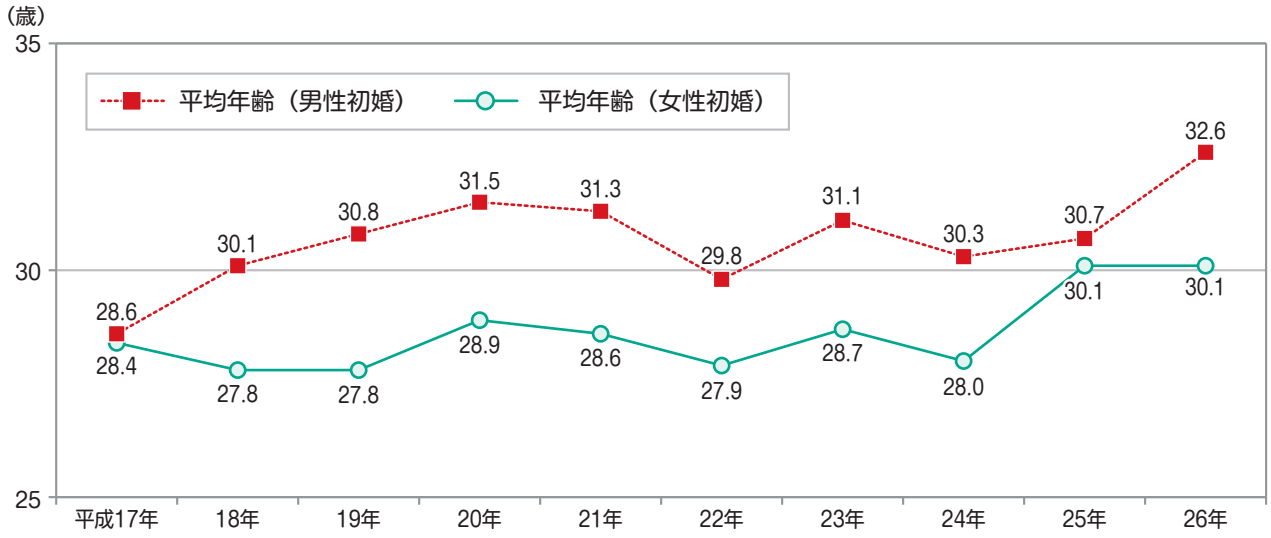

資料:埼玉県「保健統計年報」より作成

合計特殊出生率（一人の女性が平均して一生の間に生む子どもの数に相当）は平成 26 年には 0.92 となっています。平成 17 年以降、合計特殊出生率が 1 を上回ったのは平成 22 年のみです。埼玉県は平成 26 年には 1.31、全国は 1.42 といずれも本町の合計特殊出生率を上回っています。

■合計特殊出生率の推移

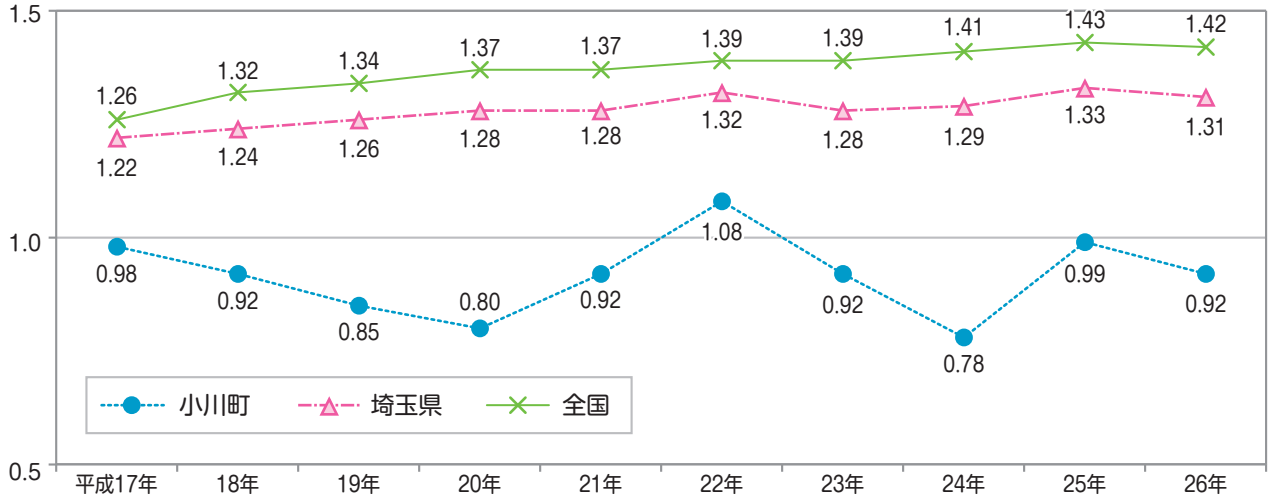

資料:埼玉県「保健統計年報」より作成

③就業状況

本町の平成 22 年の労働力人口は 17,520 人と、平成 17 年よりも男女ともに減少しています。一方、労働力における女性の割合は平成 22 年には 41.8%で、徐々に高くなってきています。

■労働力人口の推移

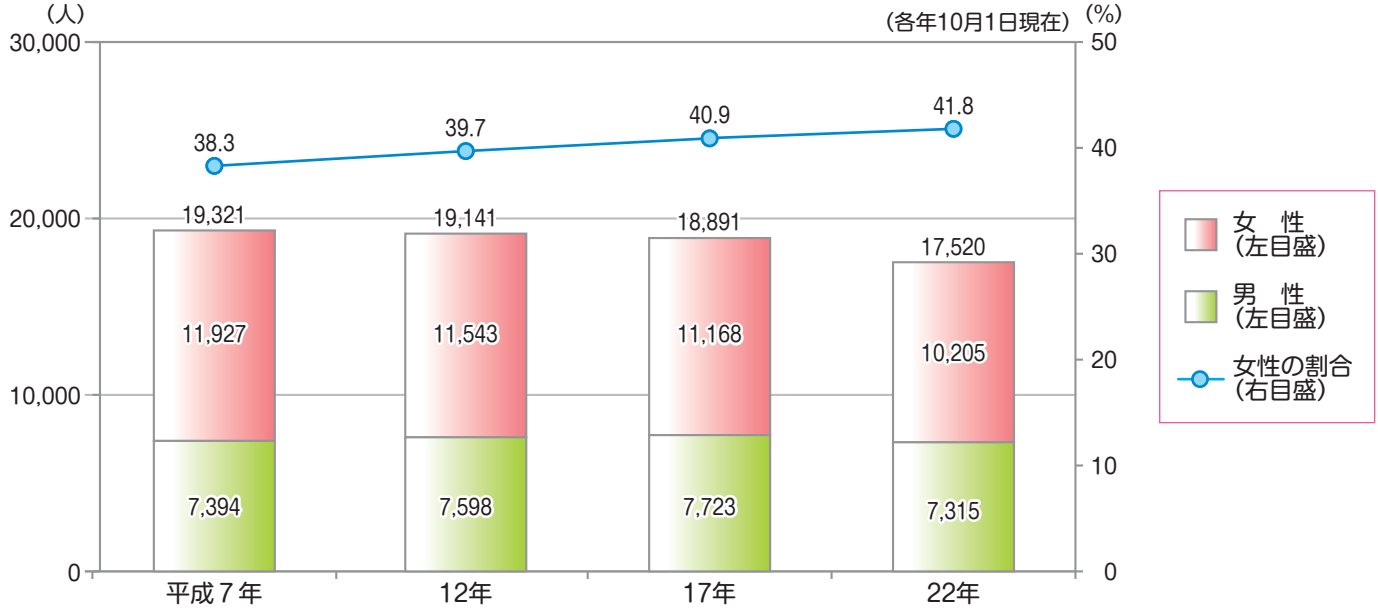

資料:総務省「国勢調査」より作成

女性の年齢階級別労働力率についてみると、平成 22 年では 25 ～ 29 歳と 45 ～ 49 歳を頂点として 30 ～ 34 歳を谷とするM字曲線を描いています。M字曲線の谷にあたる 30 ～ 34 歳の労働力率は年々上がっており、平成 12 年から平成 22 年にかけて 12.9 ポイント増加しています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移（小川町）

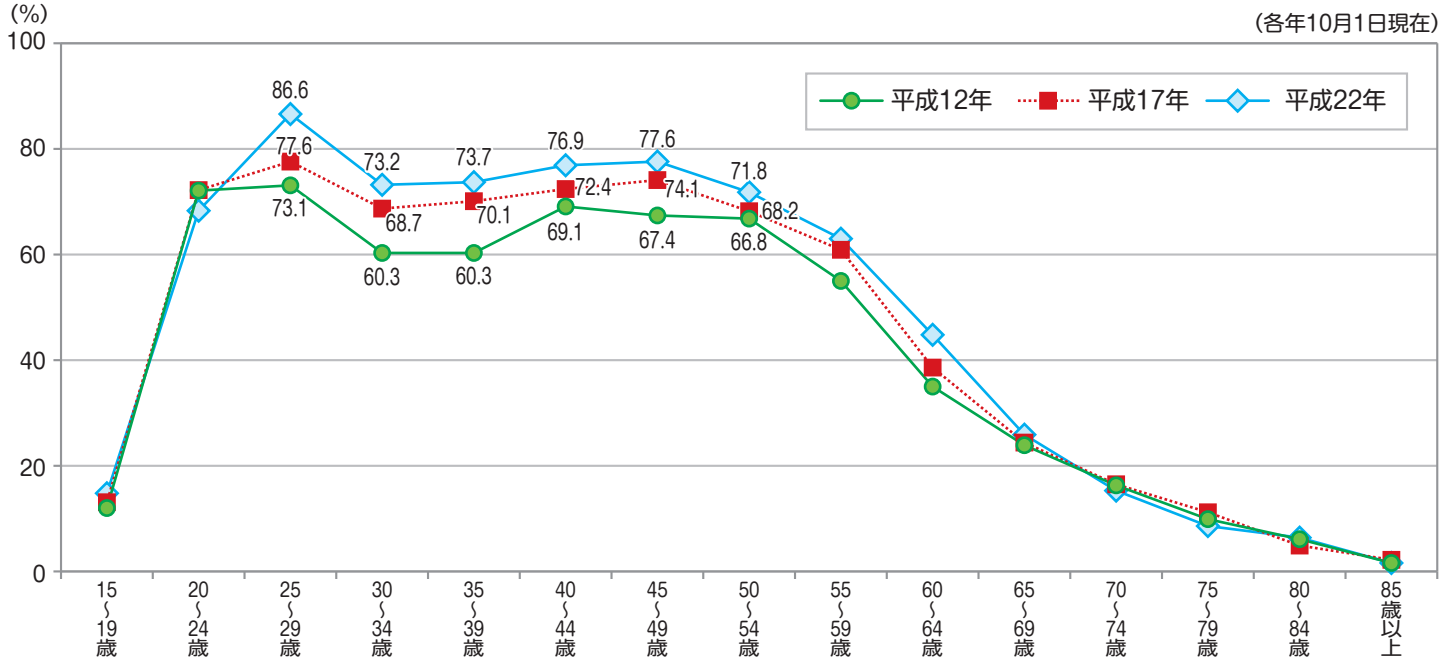

資料:総務省「国勢調査」より作成

本町の女性の年齢階級別労働力率についてみると、概ね埼玉県や全国よりも高い比率となっています。また、本町における労働力率の谷は30～34歳ですが、埼玉県と全国の労働力率の谷は35～39歳となっています。

■女性の年齢階級別労働力率の比較（平成22年）

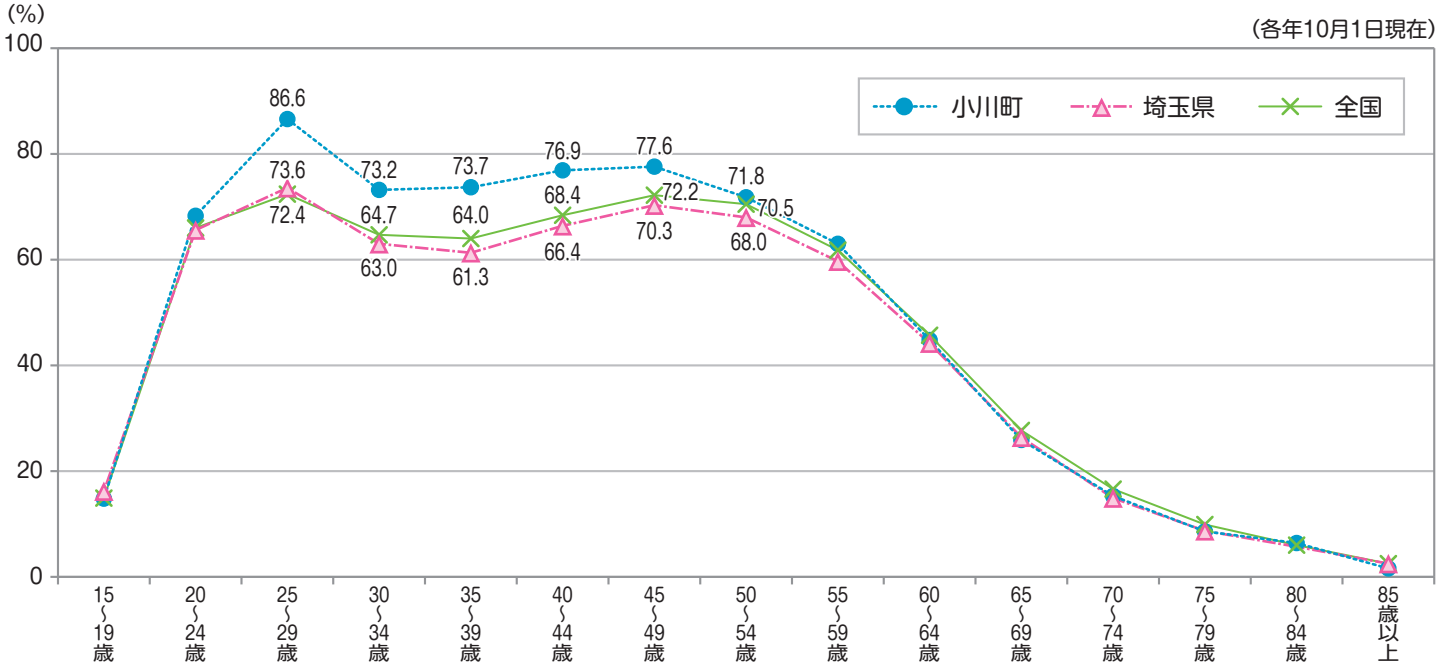

資料:総務省「国勢調査」より作成

(2) アンケート調査結果からみた現況

①調査概要

調査対象	町内在住の満 20 歳以上の男女
サンプル数	1,500 人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収調査方法
調査期間	①平成 28 年　8 月 23 日（火）～　9 月 12 日（月） ②平成 28 年 10 月 12 日（水）～ 10 月 26 日（水）
有効回収数	590 票（有効回収率 39.3%）

②属性

今回のアンケート回答者の属性は、女性が 56.6%、男性が 42.9%で、女性の割合が男性を上回っています。

年齢については、50 ～ 59 歳が 20.8%で最も多く、次いで 20 ～ 29 歳が 18.8%となっています。

■性　別

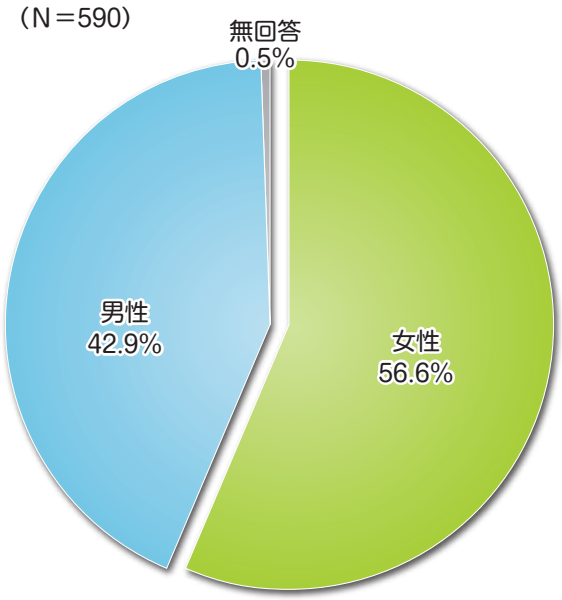

■年　齢

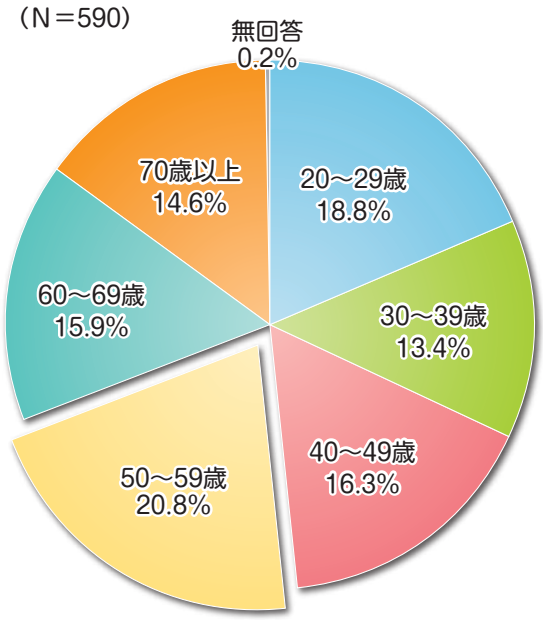

③プラン策定に向けたアンケート結果概要

1）性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」というような考え方について、「そう思わない」と思う人は 61.2%と過半数を占めており、「そう思う」（7.6%）という人を大幅に上回っています。

埼玉県の「男女共同参画に関する意識・実態調査」の類似項目と比較すると、本町の方が性別役割分担意識が低くなっています。

問　「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。（○は1つだけ）

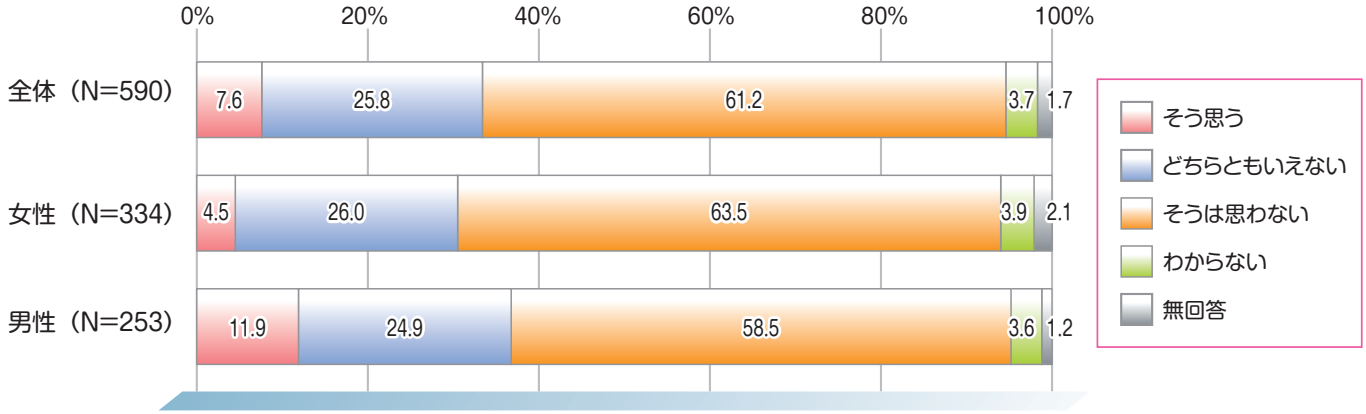

参考　埼玉県「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」（平成28年1月）

○参考として、埼玉県の「平成 27 年度男女共同参画に関する意識・実態調査」における類似項目の結果を掲載します。

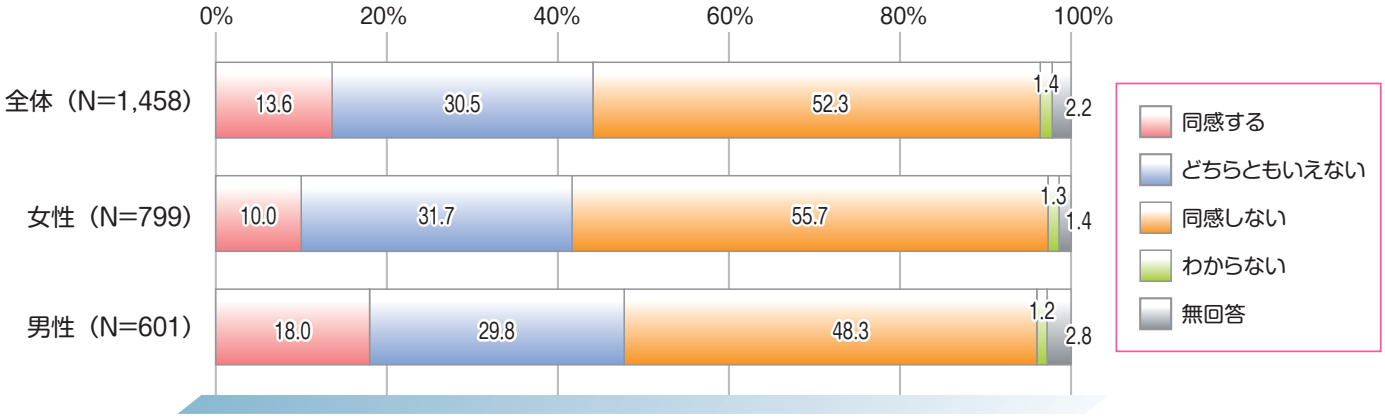

資料:埼玉県「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」をもとに作成

2）子育てへのかかわり方

【自身】の子育てのかかわり方については、「十分である」と「ある程度は十分である」の合計である“十分である”は女性では78.3%、男性では59.2%と、男性は女性の割合を19.1ポイント下回っています。

【配偶者・パートナー】の子育てのかかわり方については、“十分である”と回答した女性は53.6%、男性は79.0%と、男女で25.4ポイントの差があります。

いずれの結果からも、男性の方が女性よりも子育てへのかかわり方が十分ではないことがうかがえます。

問　あなたと配偶者・パートナーの子育てのかかわりは十分だと思いますか。（○はそれぞれ1つずつ）

自　身

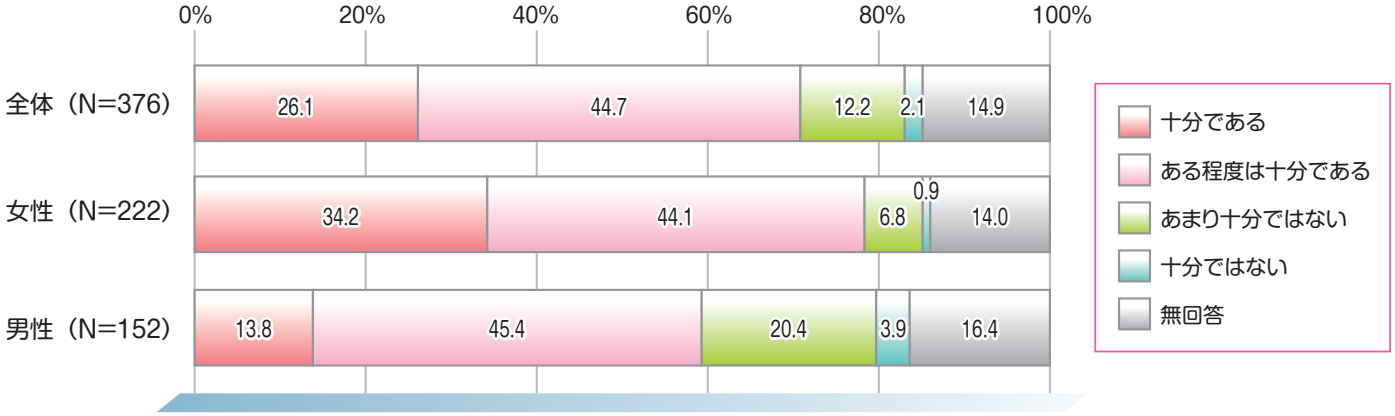

配偶者・パートナー

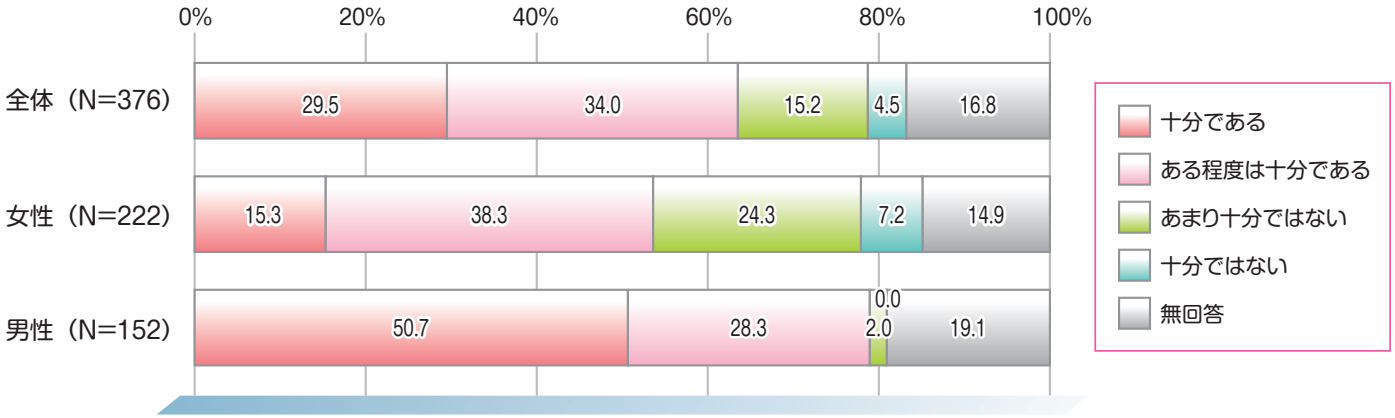

3）女性が管理的地位につくために必要なこと

女性が管理的地位につくために必要なことについては、全体では「育児･介護との両立についての職場の支援制度が整っていること」が半数近くで最も高く、次いで「仕事が適正に評価されること」となっています。性別による結果からは、女性は育児･介護･家庭との両立を重視し、男性は会社の体制整備に重きをおいていることがうかがえます。

問　企業などで女性が管理的地位につくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

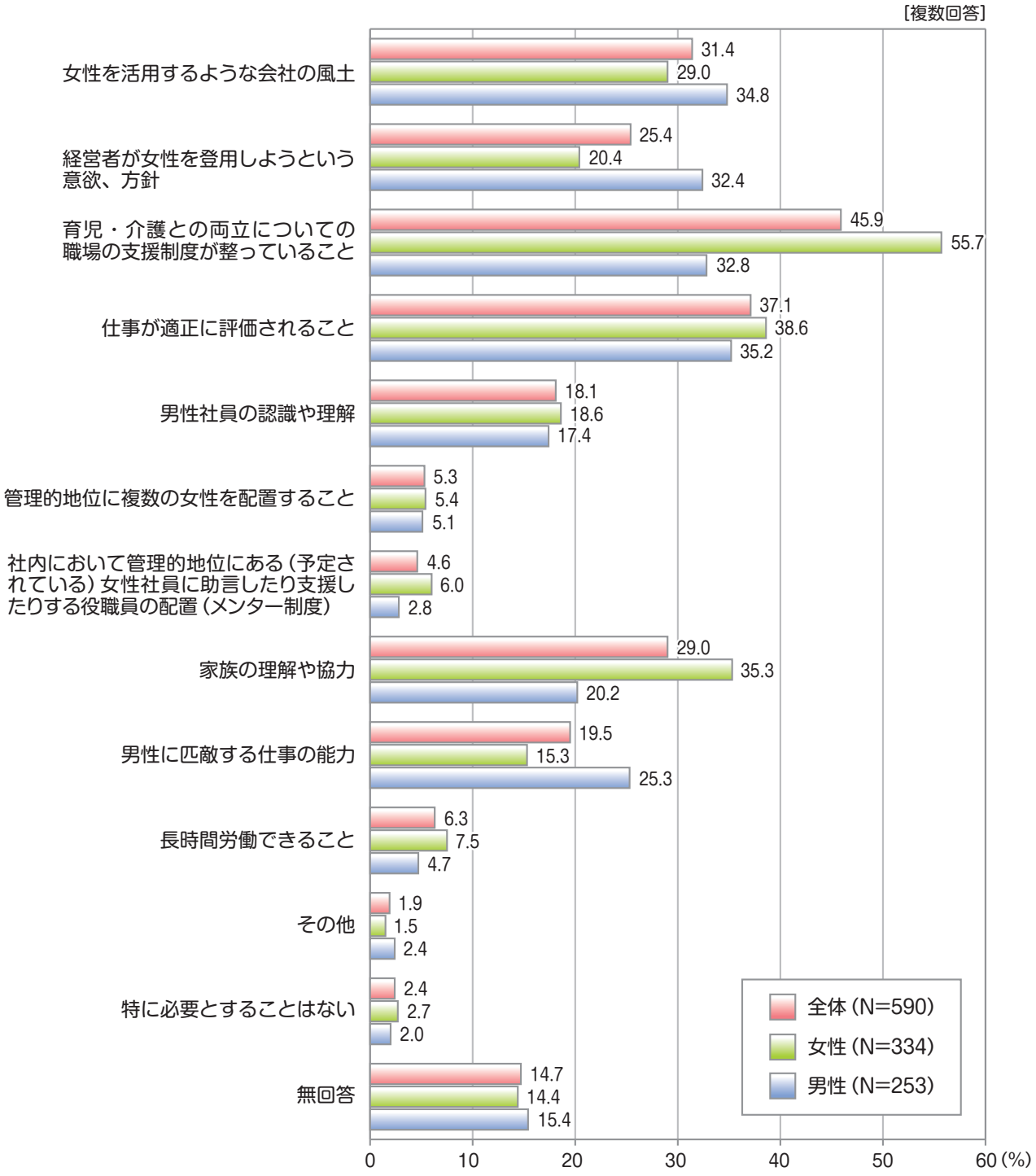

4）防災における男女共同参画推進のために必要なこと

防災における男女共同参画推進のためには、全体では「備蓄品に女性が必要とする災害用品を配備する」が42.2%と最も高くなっています。この項目は、女性では50.6%で第１位、男性は31.2%で第３位となっています。

問　災害に備える体制を整備するにあたって、女性の視点を反映し、防災における男女共同参画を推進するために、どのようなことが必要だと考えますか。（○は2つまで）

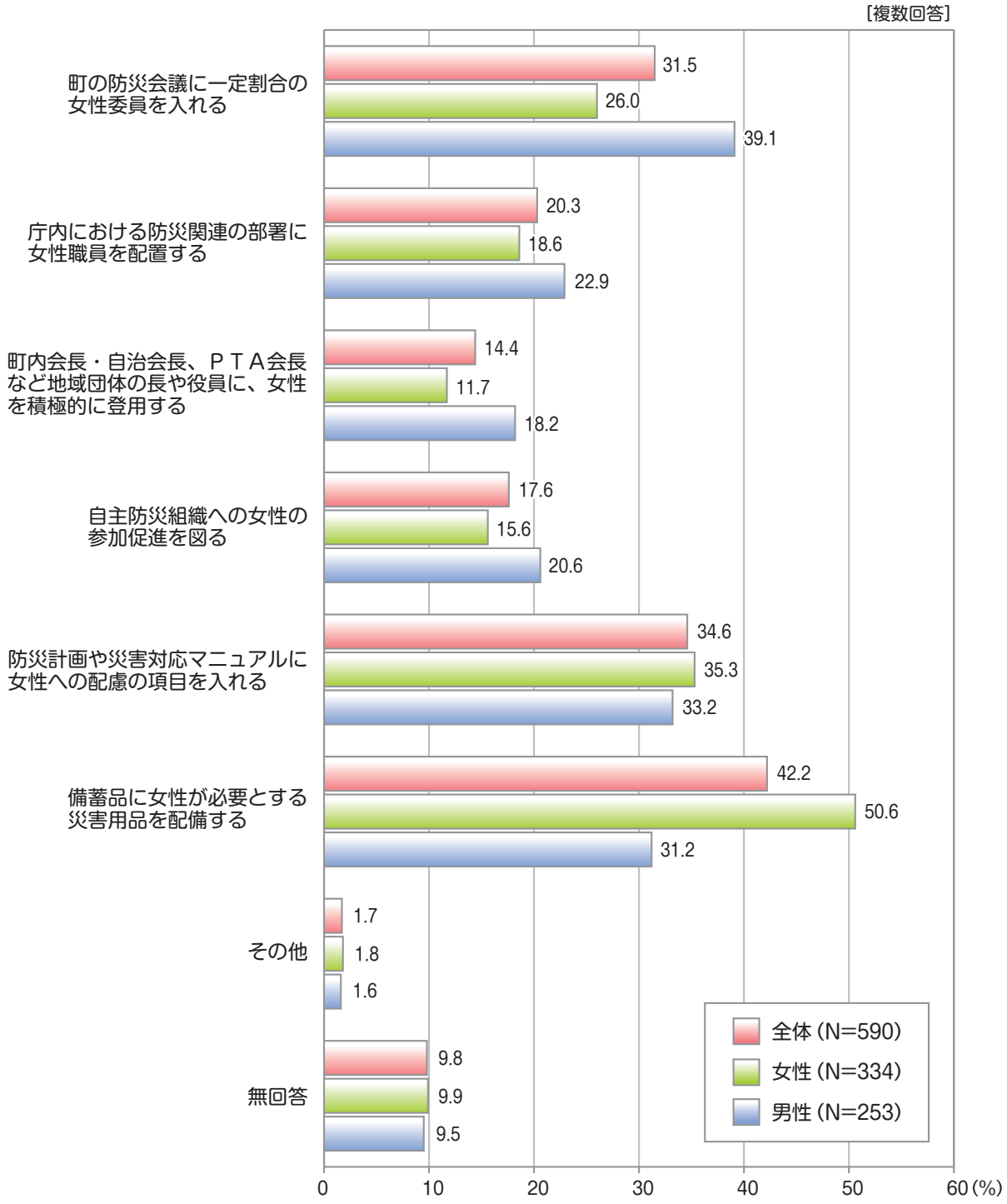

5）町の政策への女性の意見の反映について

全体では「町の審議会や委員会に、女性委員を積極的に登用する」が最も高くなっています。性別でみると、女性では「家事や子育てなど家庭内での責任を、男女がバランスよく分かち合う」、男性では「町の審議会や委員会に、女性委員を積極的に登用する」が最も高くなっており、男性は、町や企業や自治会等の組織の方針を決める過程に女性を登用する方法を重視していますが、女性はまず家事・子育て等の負担の偏りを解消することを重視していることがうかがえます。

問　あなたは、町の政策に女性の意見を反映するために、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

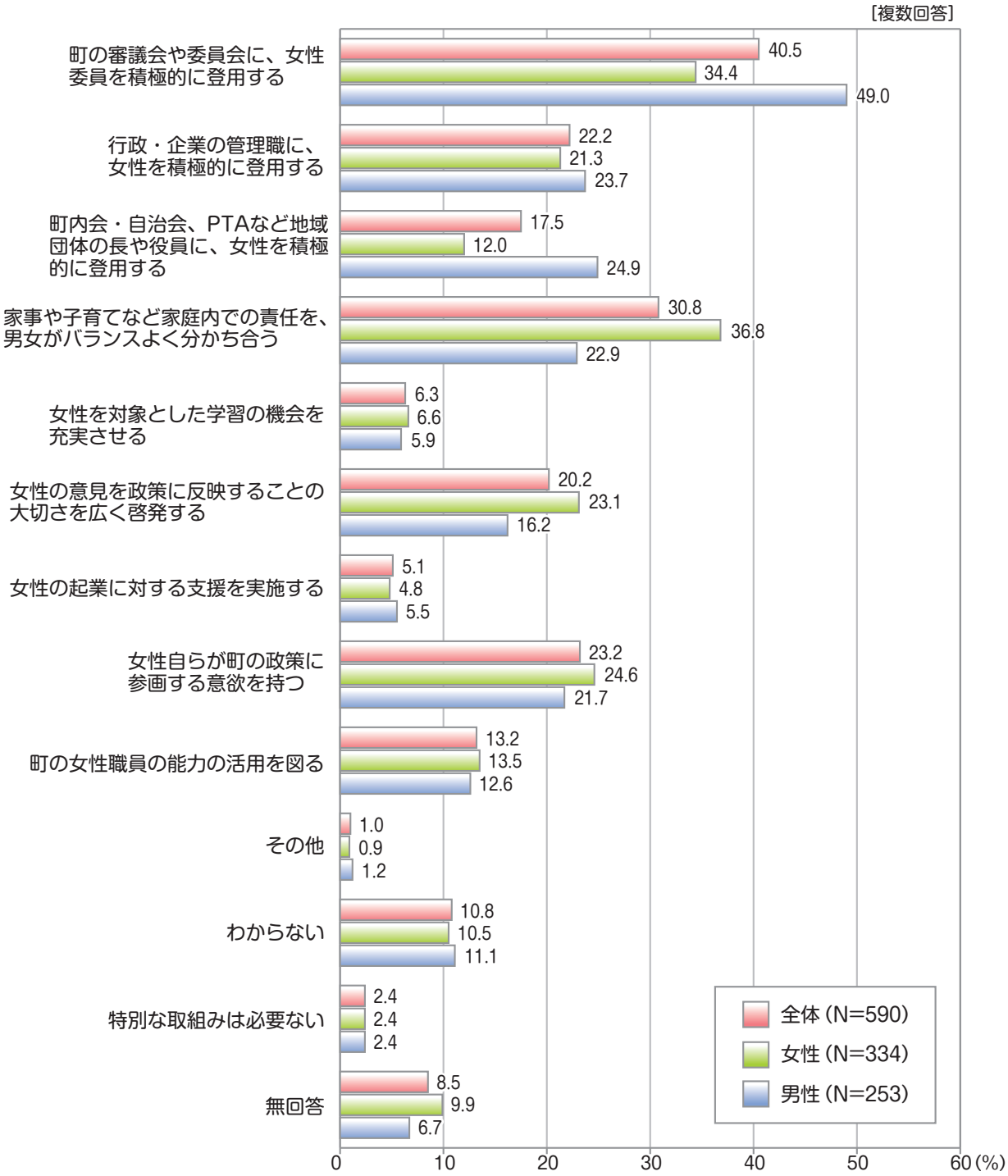

6）男女共同参画社会実現のために町が力を入れていくべきこと

「男女ともに働きながら子育て・介護などを行うことのできる労働環境整備についての働きかけ」が最も高く、次いで「保育所・学童保育室の充実」、「家庭における子育て支援の充実」、「高齢者や障害のある人などの福祉の充実」の順に高くなっています。これら４項目は他の項目よりも特に割合が高く、また、男女ともに回答率が高くなっている項目です。

問　男女共同参画社会を実現していくために、今後、町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（○は5つまで）

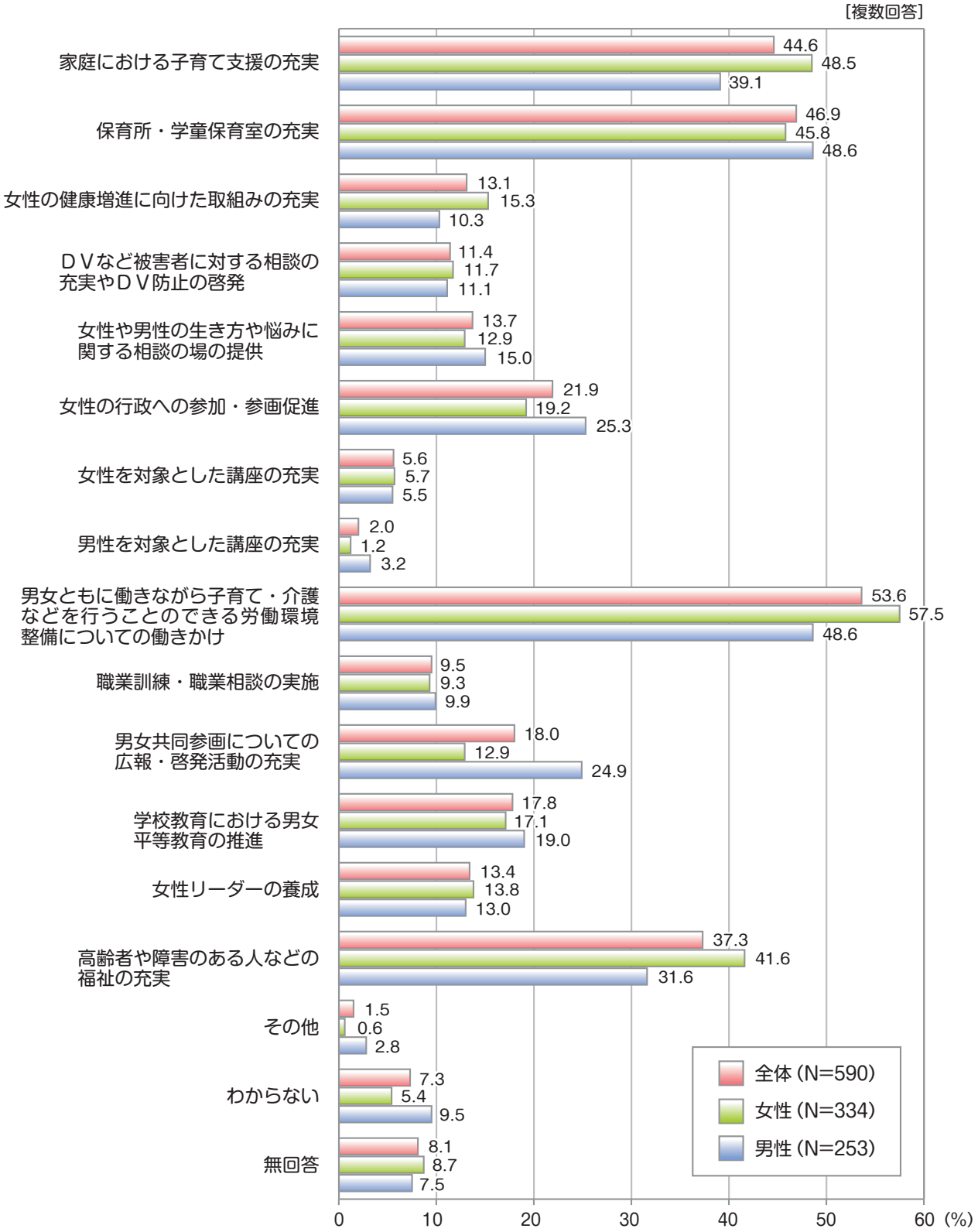

4 計画の性格と位置づけ

1. おがわ男女共同参画推進プラン（第３次）（以下、「この計画」という。）は、町における男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方向性と具体的施策の内容を示すものです。さらに、町がめざす方向や施策、事業を明らかにすることによって、町民の理解と協力を得て、さらなる男女共同参画を期待するものです。
2. この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に基づく「市町村男女共同参画推進計画」として策定したものです。
3. この計画は、国の「第４次男女共同参画基本計画」及び埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の内容を踏まえて策定したものです。
4. この計画は、「小川町第５次総合振興計画」及び関連計画との整合性を図りながら策定したものです。（22 ページ図参照）
5. この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）第２条の３第３項に基づく「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含みます。
6. この計画中「基本目標２　男女がともに活躍できる社会づくり」は、「女性活躍推進法」第６条第２項に基づく、本町の「区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）にあたります。
7. この計画は、平成 28 年度に実施した「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」の結果や、小川町男女共同参画推進協議会の提言及びパブリックコメント※による町民の意見を尊重し、策定したものです。

※ パブリックコメント ……町の基本的な政策等を決定するにあたって、その政策等の趣旨、目的、内容などを広く公表して町民からの意見を募り、その意見を考慮して政策その他に反映させる制度。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの５年間とします。

ただし、社会経済環境の変化や男女共同参画に関する新たな課題への対応の必要性、計画の進捗状況などに応じて見直しを行い、事業の効果的推進を図ります。